○文部科学省経済産業省令第一号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第九十六号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

文部科学大臣　川端　達夫
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年文部科学省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「同項第十一号ロ及びニに掲げる調査に要する費用に充てるための拠出金」を「同項第十一号に規定する拠出金」に、「令第五十一条第六項第十一号ロ及びニに掲げる調査に要する費用に充てるための拠出金」を「令第五十一条第十一号に規定する拠出金」に、「放射性廃棄物の処理及び処分対策に係る制度的側面及び経済的側面等に関する調査に係るものであって電気の安定的かつ効率的な供給の確保又はエネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に係るもの」を「前号ノに掲げる事務以外のもの」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十八号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項及び第五項、第十九条第三項、第二十二条第二項並びに第二十三条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十六条第二項、第百四十条第三項、第百四十五条第二項、第百四十六条第二項、第百四十七条第二項、第百四十八条第二項、第百四十九条第二項及び第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

「第二款　国立高度専門医療センター
第一目　国立がんセンター（第百二十五条―第百九十九条）
第二目　国立循環器病センター（第二百条―第二百五十一条の六）
第三目　国立精神・神経センター（第二百五十二条―第三百十一条）
第四目　国立国際医療センター（第三百十二条―第三百八十五条）
第五目　国立成育医療センター（第三百八十六条―第四百二十七条の二）
第六目　国立長寿医療センター（第四百二十八条―第四百七十三条）」

目次中

を「第二款

削除」に、「第六百三十四条」を「第六百十三条」に、「第六百三十五条―第六百四十二条」を「第六百十四条―第六百二十二条」に改め、

「第九款　国立光明寮（第六百四十三条―第六百四十八条）
第十款　国立保養所（第六百四十九条―第六百五十四条）
第十一款　国立知的障害児施設（第六百五十五条―第六百六十二条）」

を削り、「第十二款　国立障害者リハビリテーションセンター（第六百六十三条―第七百五条）」を「第九款　国立障害者リハビリテーションセンター（第六百二十三条―第七百五条）」に改める。

第七条第六項中「次に掲げるもの」を「厚生労働省の情報システムの総合的な企画及び立案並びに調整に関すること」に改め、同項各号を削る。

第十二条第二項中「国立高度専門医療センター及び」を削る。

第十三条の二の見出し中「高度・専門医療指導官」を「政策医療推進官」に改め、同条第一項中「高度・専門医療指導官」を「政策医療推進官」に改め、同項第一号及び第二号中「国立高度専門医療センター及び」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「国立高度専門医療センター及び」を削り、同号を同項第三号とし、同条第五項中「国立高度専門医療センター及び」を削る。

第十五条の見出し及び同条第一項中「看護研修研究センター」を「看護サービス推進室」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　看護サービス推進室は、保健師、助産師、看護師及び准看護師による看護サービスの向上に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　看護サービス推進室に、室長を置く。

第十五条第四項から第七項までを削り、同条第八項を同条第四項とする。

第五十三条の見出し及び同条第一項中「調査官、少子化対策企画官」を「少子化対策企画室並びに調査官」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　少子化対策企画室は、少子化対策に関する事務をつかさどる。

3　少子化対策企画室に、室長を置く。

第六十四条第四項第一号中「国立光明寮、国立保養所、国立知的障害児施設、」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（地域移行・障害児支援室）

第六十四条の二　障害福祉課に、地域移行・障害児支援室を置く。

2　地域移行・障害児支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　障害児（障害者自立支援法に規定する「障害児」をいう。）の福祉の増進に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス（療養介護、児童デイサービス、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること。

三　障害者等（障害者自立支援法に規定する「障害者等」をいう。）の地域移行支援及び障害者自立支援法の規定による相談支援に関すること。

3　地域移行・障害児支援室に、室長を置く。

第七十四条第一項中「四人」を「五人」に改める。

第百二十一条第二項中「、東京検疫所東京空港検疫所支所」を削り、同条第三項中「名古屋検疫所中部空港検疫所支所」を「東京検疫所東京空港検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所」に改める。

第百二十三条第一項を次のように改める。

検疫衛生課は、港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫（検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を含む。）を行うことをつかさどる。

第百二十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　東京検疫所東京空港検疫所支所の検疫衛生課は、前項に規定する事務のほか、ねずみ族及び虫類の駆除、清掃及び消毒その他の衛生措置に関する衛生微生物学的試験及び検査を行うことをつかさどる。

第一章第二節第二款を次のように改める。

第二款　削除

第百二十五条から第四百七十三条まで　削除

第四百九十八条中「療品部」を「医療機器部」に、「環境衛生化学部」を「生活衛生化学部」に改める。

第五百八条の見出し中「療品部」を「医療機器部」に改め、同条中「療品部」を「医療機器部」に改め、「並びに家庭用品に含まれる有害物質に関する試験及び検査」を削る。

第五百九条の見出し中「環境衛生化学部」を「生活衛生化学部」に改め、同条中「環境衛生化学部」を「生活衛生化学部」に改め、「試験的製造」の下に「並びに家庭用品に含まれる有害物質に関する試験及び検査」を加える。